

嬉野市地域防災計画（第3編 原子力災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	第2章 災害予防対策 第1節 各種体制等の整備 第1項 情報の収集、連絡体制等の整備	第2章 災害予防対策 第1節 各種体制等の整備 第1項 情報の収集、連絡体制等の整備	
307	(略) 2 通信手段の確保 (略) (2) 緊急速報メールの活用市は、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社が提供する緊急速報メール等を活用し、被災地への通信が輻輳した場合における情報提供の体制を整備する。 (略)	(略) 2 通信手段の確保 (略) (2) 緊急速報メールの活用市は、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び <u>楽天モバイル株式会社</u> が提供する緊急速報メール等を活用し、被災地への通信が輻輳した場合における情報提供の体制を整備する。 (略)	対象企業の追記
	第3章 災害応急対策 第1節 基本方針 第4項 医療活動等	第3章 災害応急対策 第1節 基本方針 第4項 医療活動等	
318	1 避難退域時検査 国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染等を実施するよう地方公共団体に指示する。 県は、避難指示を行った市町及び原子力事業者と連携し、国及びその他市町の協力を得ながら、指定公共機関及び原子力医療協力機関の支援のもと、住民等がUPZ外へ避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員並びに携行物品を含む。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民を除く。）の避難退域時検査及び検査結果に応じたOILに基づく簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等を行うものとする。 なお、避難退域時検査場所は、あらかじめ指定している箇所のうち、避難等の対象となる住民の避難経路上又はその近隣の箇所に設けるものとする。 また、簡易除染等の結果、汚染が除去できない場合、それが車両を含めた物品であれば避難退域時検査場所で預かるものとし、一方人体への汚染が除去できない場合は、搬送手段を確保し、原子力災害拠点病院へ搬送する。	1 避難退域時検査 国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査 <u>（国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査。以下同じ。）</u> 及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等を実施するよう地方公共団体に指示する。 県は、避難指示を行った市町及び原子力事業者と連携し、国及びその他市町の協力を得ながら、指定公共機関及び原子力医療協力機関の支援のもと、住民等がUPZ外へ避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員、家庭動物、携行物品を含む。ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民を除く。）の避難退域時検査及び検査結果に応じたOILに基づく簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用等）等を行うものとする。 なお、避難退域時検査場所は、あらかじめ指定している箇所のうち、避難等の対象となる住民の避難経路上又はその近隣の箇所に設けるものとする。 また、簡易除染等の結果、汚染が除去できない場合、それが車両を含めた物品であれば避難退域時検査場所で預かるものとし、一方人体への汚染が除去できない場合は、搬送手段を確保し、原子力災害拠点病院へ搬送する。	国の基本計画を反映
319			県からの意見を反映